

松川事件研究所

所長 新谷 崇一

1. 研究目的

松川事件は、福島県福島市松川町で1949年8月17日未明に発生した列車転覆事件です。機関士などが死亡し、間もなく被疑者として合計20名が逮捕・取調べを受け、有罪判決→無罪判決という変遷をたどり、最終的には1963年9月12日の第2次最高裁判決で「無罪」が確定した冤罪事件です。この時期、日本はアジア・太平洋戦争の敗戦後の混乱期で、連合軍の占領下に置かれていましたが、戦後復興のあり方を巡って政治的対立が激しい時代でした。松川事件はそうした国際的および国内的な対立＝対抗の只中で発生したものです。したがって、きわめて複雑な性格を持っています。今もなお、真犯人は不明です。しかし、この事件を巡る動きを具体的に見ていくと、当時の政府の意向と占領軍の動向の中にある種の「作為」が認められます。「情報操作」に迎合したマスコミの果たした役割も無視できません。現代史はなかなか事実が明るみに出ないため真相をつかめないのが普通ですが、特に松川事件はそれにあたります。松川事件の被告たちの無実の訴えとその無罪を勝ち取るために救援活動をした多くの人々の努力は多大なものがありました。事件の真相究明は現在なお進行中であって、過去のことでないのです。

2011年3月11日に東日本大震災・原発事故が発生しました。原発災害を巡る政府や東京電力、それに在日米軍の意向や動向は、依然として不明なところが多く、真相究明が課題です。この課題の取り組みには国民運動の本格的な構築を不可欠としています。この点では松川運動から多くを学ぶことが出来ます。また被災問題は戦後史展開の一帰結でもあります。何故ならば、被災からの復旧・復興は、松川事件後に定置された戦後日本史の軌跡の総括と新たな展望なしには語ることが出来ないからです。大震災・原発事故はこの意味で松川事件と通底しているのです。「3.11」は、松川事件研究に新たな積極的意義を付加したと言えます。

2. 研究メンバー

<代表者>

行政政策学類 新谷 崇一

<研究分担者（学内研究員）>

人間発達文化学類 伊藤 宏之

人間発達文化学類 澤 正宏

行政政策学類 新村 繁文

行政政策学類 金井 光生

経済経営学類 熊澤 透

経済経営学類 小山 良太

<連携研究者（客員研究員）>

名誉教授 伊部 正之

安田法律事務所 安田 純治

安田法律事務所 倉持 恵

けやき法律事務所 渡邊 純

あぶくま法律事務所 南部 弘樹

広田弁護士事務所 広田 次男

広田弁護士事務所 大学 一

<研究補助者>

松川運動記念会 加藤 起

松川運動記念会 渡邊香津夫

3. 研究活動

2011年3月開催予定の研究会は、「3.11」で中止のやむなきに至りました。その後のこの1年間、研究メンバーはそれぞれに本業の復旧・復興ならびに災害を直接にテーマとする仕事に携わることを余儀なくされました。そのことによって、松川事件研究そのものは大幅に遅延しました。

しかし、研究課題において新たな視点の発見と深化がありました。すなわち、1の研究目的に記述したように、戦後史の総括と日本の展望についての考察に際しての「3.11」災害と松川の関連性です。それは、とりわけ、国民運動論の考察において、「3.11」後が大衆的松川裁判闘争の本格的見直しを必要としているという論点に他なりません。当初の支援運動が最高裁上告段階で飛躍的に発展したのはなぜか、そこに看取できる民主主義運動上の理論的達成はどのように評価で

きるか。松川資料室所蔵の手紙など第1次資料は、人が事件への関わりの中で逡巡しつつも次第に運動の主体に変化していく過程が見られます。そのプロセスの事例についてはなお研究の余地があります。「3.11」後の本格復旧・復興のあり方の問いは、この研究の重要性を浮き彫りにしています。

4. 研究成果

本年の研究成果は多くはないのですが、以下に挙げます。

- (1)伊部正之、[調査報告] 庭坂事件を考える、福島大学研究年報2011年度版、2012年3月
- (2)伊藤宏之、[著書] 社会契約論がなぜ大事か知っていますか、柏書房、2011年6月
- (3)伊藤宏之、[論文] 社会契約論の有効性—国民主権の活性化のために、日本科学者会議21世紀社会論研究会編『21世紀社会の将来像と道筋』、本の泉社、2011年10月

発生から60年… 解明へ若い視点

福島の福島大は、同市松川町の東北線で列車が脱線、乗務員三人が命を落とした松川事件の背景や実情に迫るため、学内に「松川事件研究所」を新設した。事件の元被告からの手紙や裁判記録、当時の新聞など約十萬点に上る資料を保存している同大の松川資料室を拠点にし、裁判なども含め、多面的に事件を研究する。平成二十四年度には事件をテーマにした授業科目も設ける方針だ。

福大に「松川事件研究所」

教授と弁護士ら16人でチーム 資料10万点分析



松川事件の資料が保存されている松川資料室

研究所のチームは同大行政政策学類の新谷崇一教授をはじめ大学関係者八人、県内の弁護士六人、県松川運動記念会員二人の十六人で構成。資料を保存し、公開なども行っている松川資料室と連携しながら研究を進める。メンバーの一人、同大人間発達文化学類の伊藤宏之特任教授によると、これまでの事件に関する全国的な研究は

概論的な部分が多かったが、研究所はテーマを絞り込み、より専門的に資料を分析する。テーマの候補に挙げられているのは、戦後の国の経済復興政策と事件の関連性、裁判に影響した可能性もある新旧刑事訴訟法の比較、判決内容の分析、元被告らへの支援運動における作家ら文化人たちの役割など。同研究所は冤罪(えんざい)の実態や原因の分析などにもつなげたい考えだ。

研究所新設の背景には、事件後六十年以上がたち、新たな研究者の育成が課題となっていることもある。今回

は若手の弁護士三人を起用し、後継者を育成する。伊藤特任教授は「総合的な事件像を構築することが目標。国内外での同質の事件に対しても一定の意義を持つはず」と成果を期待している。当面の研究期間を五年間とし、研究成果をまとめる。

松川資料室は昭和六十三年に設置された。五十九年から収集が始まった資料の保管に活用され、同大名誉教授の伊部正之さんが整理などを担当。元被告や全国の支援者らの手紙約一万五千通をはじめ、裁判記録や新聞、雑誌などがある。